

## 税理士法人杉浦経営会計事務所 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 6月 1日～令和 6年 5月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業・育児に関する休暇取得促進のための環境整備。

<対策>

●令和 4年 5月～

- ・男性社員に対し、個別に育児休業の案内および取得有無の確認
- ・育児休業中の待遇をリーフレットにまとめ周知
- ・相談窓口等での個別相談対応

目標2：仕事と家庭の両立等の支援を目的とする、年次有給休暇の長期取得促進のための措置の実施

<対策>

- 令和 4年 5月～ 長期休暇取得に関し社員からの意見聴取
- 令和 4年 10月～ 長期休暇制度導入に伴う業務の見直し・問題点の洗い出し
- 令和 5年 5月～ 長期休暇制度導入